

2020年 12月 28日
No.2020-036

特別定額給付金の効果と コロナ禍での家計支援のあり方

— 急がれる対象を絞った支援策 —

調査部 主任研究員 小方尚子

《要 点》

- ◆ 新型コロナ禍に対応した国民一人当たり一律 10 万円の特別定額給付金は、支給に際してのトラブルが注目される一方で、そもそもの緊急支援策の規模・対象範囲等のあり方についてはあまり注目されていない。本稿では、今回の給付金の支給に至る経緯と規模、効果を整理したうえで、今後の課題を考察。
- ◆ 給付金は、給付までのスピード、世帯当たりの支援規模ともに限界があり、緊急小口貸付制度など従来制度のほうが実効性は高かった。しかし、感染拡大初期においては支援を必要とする人々の状況把握が困難であり、まずは、国民の不安を緩和するうえで、困窮者は国として助ける、との姿勢を示すアナウンスメント効果という意味において、一定の意義はあったといえる。
- ◆ 一定の前提の下、緊急支援が必要だった人の総数は、643 万人と試算される。就業者全体に占める割合では 9.3%、国民全員に対する割合では 5.1%にとどまっており、生活支援という意味では全員給付は過剰であったと言える。
- ◆ 消費喚起効果は、低所得世帯を中心にマクロで 3 兆円とみられるものの、政策の効率性という点からみると、改善の余地が大きい。
- ◆ 厳しい財政状況も勘案すると、家計支援策については、困窮者に的を絞ることが重要である。さらに、中長期的には、今回のようなケースで真の困窮者への支援を迅速に実施できるインフラ整備が重要であり、マイナンバー制度の活用や行政手続きのデジタル化が急がれる。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・小方尚子宛にお願いいたします。

Tel: 080-4353-7019

Mail: ogata.naoko@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

1. はじめに

新型コロナの感染拡大に伴う外出自粛、営業・操業休止により景気が急速に悪化したため、政府は、家計を直接支援する緊急支援策を相次いで打ち出した。なかでも、4月末の第1次補正予算に盛り込まれた国民一人当たり一律10万円の「特別定額給付金」（以下「10万円給付金」）はその規模の大きさから注目された。もっとも、支給に際しては、受付窓口における申請者の行列による「3密」状態の発生、オンライン申請による給付が郵送申請よりも遅れるといった事務処理の混乱、重複給付の発生など、各地でトラブルが続いた。こうしたトラブルが問題視される一方で、そもそもの緊急支援策の規模・対象範囲等のあり方についてはあまり議論されないままになっている。そこで以下では、今回の10万円給付金の支給に至る経緯、世帯当たりの支給規模と、緊急支援を真に必要とする世帯はどの程度存在したのか、また消費を下支えする効果はあったのかを整理・検討したうえで、今後の家計支援のあり方についての課題を考察した。

2. 10万円給付金の経緯

一般に景気対策の目的は、①収入減に見舞われた家計の生計維持のための支援、②事業存続のための企業・個人事業主支援、③需要喚起策、の3つに分けられる。3つの目的は互いに重なり合うところが多いが、新型コロナ禍の初期においては、とりわけ①の生計維持支援の緊急性が高まった。雇用調整助成金の拡充など、②の事業者支援への支援も拡充されたものの、企業倒産や廃業による失職者や雇用調整の対象となった非正規雇用者はその範囲外にあるからである。さらに、失業者の急増、感染を警戒した外出自粛、窓口の処理能力の縮小により、通常景気後退局面で生計支援の主軸となる失業手当の手続きの遅れが懸念されたことも、通常とは異なる支援策の必要性を高めた。給付条件を設定した世帯当たり30万円の当初案が覆され、一律10万円となったのも、審査に時間をかけずに給付までのスピードを重視した結果とみることができる。

あらためて10万円給付金の支給の経緯を振り返っておくと、緊急事態宣言が7都府県に出された4月初旬時点では、収入が激減した世帯に限って1世帯当たり30万円の給付を行う方針が打ち出されていた。4月10日には、支給条件について全国一律の基準¹が公表され、申請・審査の簡便化が図られた。もっとも、①要件²が依然として複雑すぎ、事務処理に時間がかかり給付が遅くなる、②「世帯主収入」を基準とするため、「配偶者収入」の減少が打撃となる共働き世帯が救済されにくい、③世帯当たりの一律給付では、世帯人数の多い世帯に不利、などの批判が強まったため、最終的には全国一律10万円の支給となった。4月20日には総務省から申請手続き³が発表され、4月30日にこの対策を盛り込んだ第1次補正予算が成立した。

給付にあたっては、事務処理に時間を要することが当初から予想されたため、多くの人口を抱える自治体では、緊急に資金を必要としない人に対し、申請期間初期の申請は控えるよう呼びかけた。全国の99.9%の自治体で給付が開始されたのは、5月25日に緊急事態宣言が全面的に解除された後、6月に入ってからとみられている。人口の少ない自治体では、予算が成立した4月30日直後か

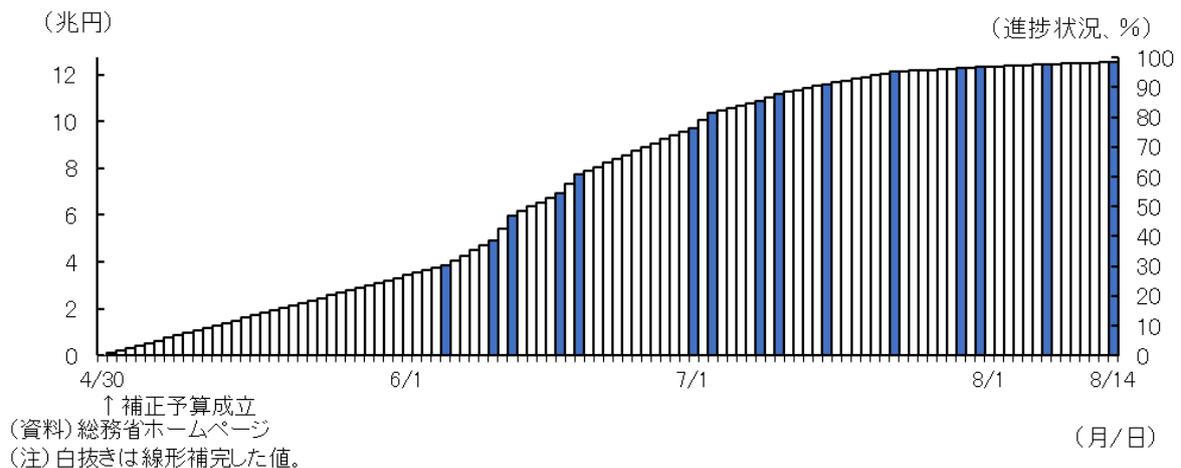
¹ 当初は、世帯主の月収に関し、自治体によって異なる住民税非課税水準を基準とする方針であったが、単身世帯なら10万円以下、扶養家族が1人なら15万円以下、扶養家族2人は20万円以下、その他扶養家族一人につき5万円を加算した水準以下に減少すれば、非課税水準と見なすとした。

² 2～6月のいずれかの月収を以前と比べて①年収換算で上記の基準額を下回る、もしくは②基準額の2倍を下回り、かつ収入が50%以上減ったことが要件とされた。給与明細など収入減を証明する書類の提出も必要とされた。

³ 主なポイントは、①基準日は4月27日とし、同日時点で住民基本台帳に記載されている全ての人を対象とする。②申込期限は各市町村が受け付けを開始してから3カ月以内とする。③世帯員の氏名が印字された申請書を郵送で受け取り、銀行口座番号を記入して返送する。④マイナンバーカードを用いたオンライン申請も可能とする。

ら開始した例があったものの、給付額の推移をみると6月初旬までに給付されたのは全体の3割にとどまり、8月14日ようやく98.3%と、ほぼすべての国民に給付金が行き渡った（図表1）。

（図表1）特別定額給付金の給付済み金額の推移



2009年に定額給付金が支給されたときには、補正予算成立後3ヵ月が経過した時点で給付を開始した市区町村が77.3%にとどまったのに対し、今回は、約1ヵ月で全市区町村の99.9%で給付が開始された。その意味では迅速な給付であったといえる。しかし、オンラインシステムを活用し、簡便な申請で迅速な給付を実現したドイツなど、諸外国の例に比べると給付完了までの時間が長く、「緊急」支援策としては万全とは言えない状況にあった。

わが国においてもマイナンバーカードによるオンライン申請が実施されたが、5月1日時点では、マイナンバーカードの交付率が16.4%にとどまっていたうえ、取得済の人が利用しようとしても、事務処理がオンラインで完結できる体制が整っていなかったため、人海戦術で対応する紙ベースの申請よりも時間がかかる例が続出した。

一方、既存制度を拡充した緊急小口資金貸付⁴の支給決定金額は4月に217億円、総合支援資金（貸付）⁵は20億円で急増した。住居確保給付金⁶も新型コロナ前の100倍近くに利用件数が増えた。こうしてみると、従来制度の方がスピードの面では勝る結果となった。

3. 10万円給付金が世帯支出に与えたインパクト

次に、10万円給付金はどの程度家計の支出を支えたのかを総務省「家計調査」から世帯タイプ別に確認してみた。この場合、モノやサービスを購入する「消費支出」だけでなく、税金や社会保険料などの「非消費支出」を含む「実支出」を見る必要がある。また住宅ローンの返済も見逃せない。住

⁴ 貸付額の上限10万円を20万円に拡充、返済開始までの据置期間を2ヵ月から1年に延長、償還（返済）を1年から2年に延長、償還時に住民税非課税世帯の水準まで所得が減少している場合は返済免除とされた。

⁵ 二人以上の世帯で月当たり20万円を3ヵ月まで、単身世帯で同15万円を3ヵ月まで貸し付ける制度。返済開始までの据置期間を6ヵ月から1年に延長。保証人なしの貸付利子を年1.5%から無利子に免除、償還時に住民税非課税世帯の水準まで所得が減少している場合は返済免除とされた。

⁶ 原則3ヵ月、最長9ヵ月の家賃相当補助金。対象者を離職・廃業から2年以内としていたが、休業等による収入減少者を追加し、公共職業安定所への求職登録を不要とする支給要件の緩和、原則週1回以上の求職活動の実施も免除とした。2020年12月には給付期間を最長12ヵ月に延長することが発表された。

宅ローンなどの債務の返済は、家計のバランスシートに対し、現金・預金などの資産を減らす一方で同額の負債も減少する効果がある。つまり、資産から負債を差し引いた家計の純資産が変化しないため、「家計調査」においては、「実支出以外の支払」とされている。しかし、家計が従来通りの生活を続けるためには欠かせない費目といえる。

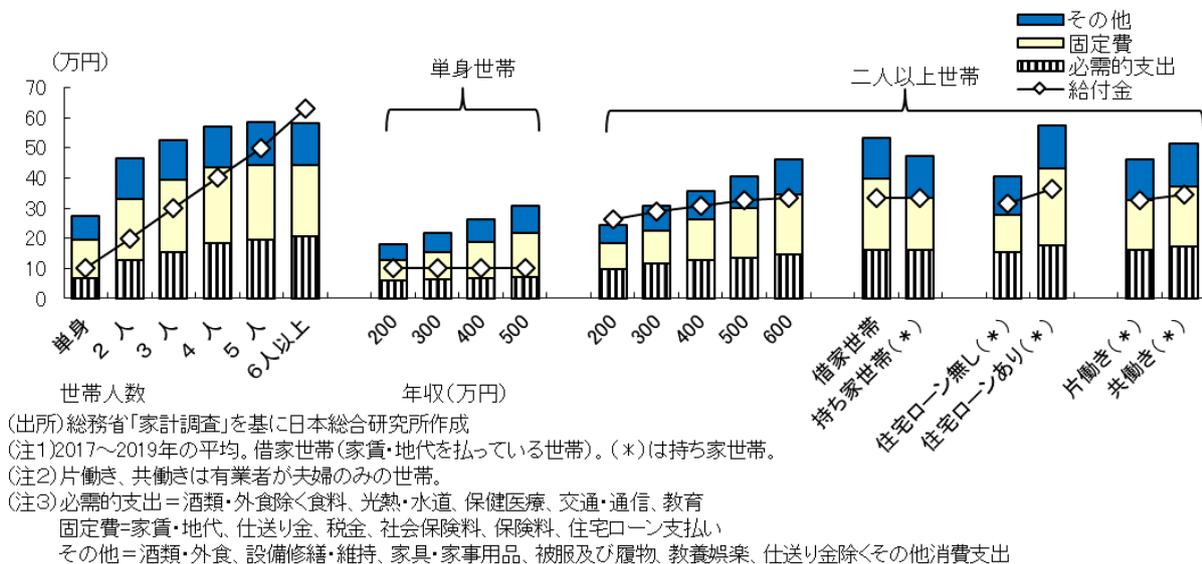
次に、こうした支出・支払いを以下の3グループに分けて給付金との水準を比較してみた。

- ① 必需的支出：酒類・外食除く食料、光熱・水道、保健医療、交通・通信、教育
- ② 固定費：家賃・地代、仕送り金、税金、社会保険料、その他保険料、住宅ローン支払い
- ③ その他：酒類・外食、設備修繕・維持、家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽、仕送り金除くその他消費支出

このうち、③は、緊急事態においては先送り可能な選択的支出との位置付けである⁷。

上記3区分の一月分の勤労者世帯の支出を給付金額と比較してみると、まず、世帯人数別では、人数が多い世帯ほど、10万円給付金で支出を賅える割合が高くなっている（図表2）。

（図表2）勤労者世帯の支出月額と10万円給付金水準



これは、大家族世帯では、当然ながら世帯として貰う給付金の受給額が人数分だけ多くなる一方で、一人当たりの支出額は抑えられるためである。例えば、食料品などの大容量パックでは、グラム当たりの値段が割安となるほか、電気の基本料金など世帯単位でかかってくる費用も一人当たりで換算すれば少額となる。

このため、単身世帯では、もともとの支出額が小さい年収 200 万円世帯でも、給付金は、必需的支出と固定費を賅うのに 2.9 万円不足するのに対し、同じ年収の二人以上世帯では、その他を含むすべての支出が賅える。二人以上世帯では、年収 600 万円の世帯でも、0.9 万円の不足にとどまる。

同様に、給付金が必需的支出と固定費の合計額をどの程度カバーできるのかをみると、家賃の支払いの有無別では、二人以上世帯の場合、借家世帯は家賃が固定費負担を押し上げるため 6.3 万円

⁷ 「家計調査」では、支出弾力性（品目支出額の変化率÷消費支出総額の変化率）が1未満の品目を「基礎的支出」、1以上を「選択的支出」とした区分も明示されている。しかし、サンプル数が限られるなかで機械的に算出しているため、タクシー代が「基礎的支出」、鉄道通勤定期代が「選択的支出」とされるなど、多くの人の実感とずれると思われる例が散見される。このため、上記費目による区分をみることにした。

不足するのに対し、持ち家世帯では不足額が0.3万円にとどまる。

また、固定費に含まれる住宅ローンの有無で比べると、ローン世帯では6.7万円不足するのに対し、ローンのない世帯では、3.7万円上回り、選択的支出の3分の1程度まで賄える。

さらに、夫婦の働き方別に比べてみると、有業者一人の片働き世帯ではちょうど賄えるのに対し、共働き世帯では2.5万円不足する。これも、共働き世帯では、もともと片働き世帯よりも固定費が多いことが主因となっている。

このため、こうしたタイプの世帯で収入が減少したケースでは、要件が緩和された住居確保給付金や、事実上給付となった最大80万円までの生活資金の緊急貸付制度や、公共料金、税金の支払い猶予制度に支えられたとみられる。

このようにみると、困窮世帯の支援について、10万円給付金の効果はスピード、家計に対する支援規模ともに限界があり、従来からの支援策の拡充の方が実効性は高かったことがうかがえる。

ただし、これはあくまで結果論であり、10万円給付金の支給を決めた時点では、支援を必要とする人の所在や必要となる資金規模が不明であった。このため、まずは国民の不安を緩和するうえで、「困窮者は国が助ける」との姿勢を示すアナウンスメント効果はあり、そういった意味では一定の意義はあったと考えられる。

各種世論調査でも、バラマキには反対との声はあったものの、過半が10万円給付金に賛成であり⁸、リーマンショック時の定額給付金よりも反対の声⁹は少なかった。受け取ったうえで、新型コロナで打撃を受けた他の個人や企業などへの支援に役立てたいとの声¹⁰も注目された。

4. 緊急支援が必要だった世帯数

10万円給付金の世帯当たりの受取が必需的支出等を下回るケースでも、失業・休業等による収入減少がないのであれば、そもそも給付金は不要である。では、今回、緊急支援が本当に必要な人はどれくらいであったのか。要支援対象者は、①職を失った人、②休業状態になった人、③就業時間が急減した人、と考えられるため、総務省「労働力調査」の就業状態の変動から大まかな総数を試算した。

まず、職を失った人である。就業者数をみると、4月には新型コロナ流行前の1月と比べ▲115万人減少した。5月以降は持ち直したものの改善は限定的にとどまり、11月にも新型コロナ前をなお約40万人下回る水準となっている（図表3）。

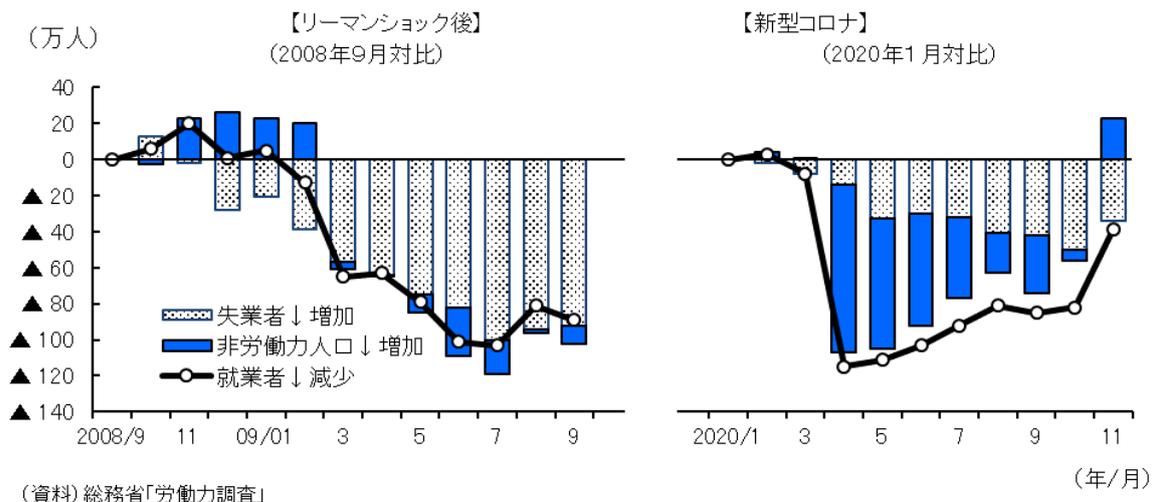
リーマンショックの時と比べると、4月の1ヵ月間に一気に就業者が減少しており、急速な雇用悪化が起きたことが今回の危機の大きな特徴である。また、リーマンショックを含め、通常の景気後退期にはほぼ「就業者の減少」＝「失業者の増加」となってきたが、今回は、失業者以上に非労働力人口が増加した点も特徴的であった。これは、失業後、新型コロナの感染を警戒して求職活動ができなかったため、統計上、失業者ではなく非労働力人口にカウントされた人が多かったためである。5月以降は、非労働力人口は減少に向かったが、失業者数が増加しており、求職活動を始めたものの就職に至らない人が増えたことがうかがえる。

⁸ 日経ビジネス『【議論】総額12兆円、新型コロナ「一律10万円」に賛成／反対？』（賛成が61%）（2020年4月23日）、文春オンライン『【ついに成立】一律10万円給付 8割以上が「賛成」していても“納得できない”理由とは——アンケート結果』（2020年4月30日）

⁹ 朝日新聞「給付金に反対63% 内閣支持19% 朝日新聞世論調査」（2009年1月11日）

¹⁰ 産経新聞『給付金で支援 4割超 意識高い20代、ネット調査』（2020年6月29日）

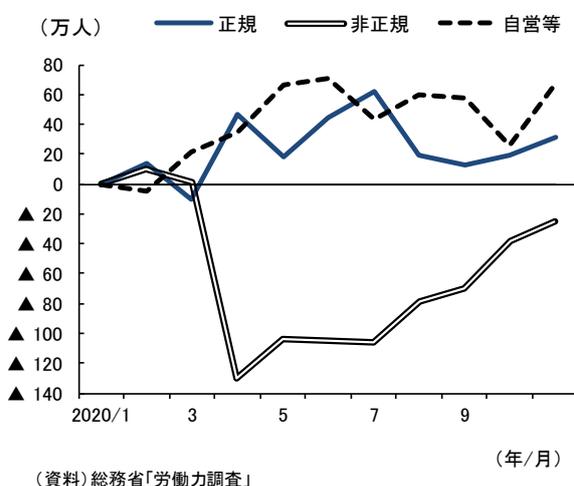
(図表3) 新型コロナ禍とリーマンショック時の就業者・失業者・非労働力人口の変化



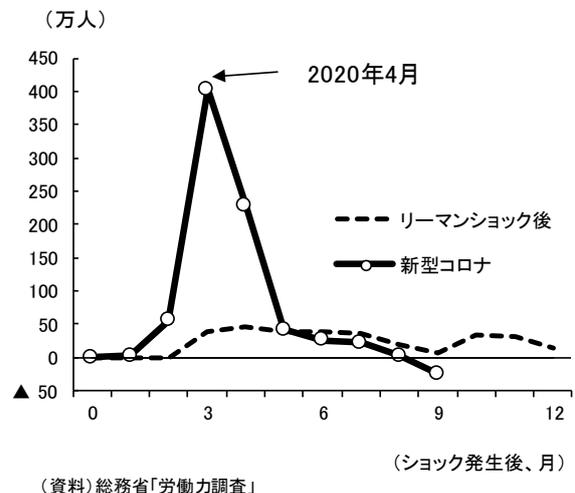
就業者減少の内訳を就業形態別にみると、非正規雇用者が4月に前月比▲131万人減少し、全体の減少の主因となった(図表4)。景気悪化時に、まず非正規雇用者が雇用調整の対象となるのはこれまでもみられた動きであるが、今回は、飲食・宿泊など非正規雇用者比率が高い業種で休業を強いられたり、需要の激減が発生したことで、非正規雇用者の減少がとりわけ深刻化した。非正規雇用者はもともと正規雇用者よりも賃金水準が低いため、失業時に備えた貯蓄額が少なく支援の緊急性がより高い人が含まれると推察される。夏場以降、経済活動の回復とともに非正規雇用者数は持ち直しているものの、11月時点でも1月を25万人下回る水準となっている。

一方、正規雇用者は、4月以降も1月を上回る水準を維持している。2020年春入社の新卒採用では、業績悪化に伴う内定取り消しが一部で発生したものの、4月1日時点の大卒生の就職率が98%と調査開始以来で最高となった。人口減少を背景とした構造的な人手不足状況が続くなかで、新型コロナ前に内定していた新入社員の採用は、概ね例年通り実施されたといえる。

(図表4) 就業形態別の就業者数増減
(2020年1月対比)



(図表5) 休業者の増減
(2008年9月/2020年1月対比)



既存の従業者についても、雇用調整助成金の拡充、持続化給付金の支給などの支援策も利用しながら、コロナ収束後を視野に企業が雇用の維持を図ったことがうかがえる。もともと、夏場以降は、非正規雇用の改善とは対照的に弱含んでいる。経済活動は持ち直し傾向にあるものの、新型コロナ禍の長期化により雇用を維持しきれなくなるケースが出てきたことがうかがえる。

また、就業者全体の1割強を占める自営業等¹¹の就業者も増えた。リーマンショックや東日本大震災の後に雇用者数が減少した際にも自営業等が増える動きがみられた。雇われてする仕事を失った人が、やむを得ず独立したり、家族従業者となったりするケースが増えたとみられる。

次に、職を失わなかったものの、休業状態になった人である。今回のコロナ禍では、休業者が4月に一気に418万人も増えたことが特徴的な動きだった(図表5)。事業者が、雇用調整助成金の休業補償率の引き上げを支えとして、雇用の維持を図った姿がうかがえる。小売、宿泊など個人向けサービスの事業者が中心となったが、自営業者等の休業者も59万人にのぼった。自営業者は、統計上、自分で経営する事業を持ったまま、その仕事を休み始めてから30日未満の者が休業者となるため、4月には、失業者や非労働力人口ではなく、休業者としてカウントされた人が多かった。こうした休業者では、収入が従来半分以上に落ち込むケースが少なくなかった。休業補償は「平均賃金の6割以上」と定められているが、平均賃金は直近の給料3ヵ月の合計を、休日も含め3ヵ月の総日数で割って算出する一方、支給額は、この平均賃金に休日を除いた勤務日数をかけたものとなる。このため、週休2日制の雇用者で休業手当支払い率が下限の6割の場合は、実際の支給額は月給の4割程度にとどまる¹²。

さらに、職は維持されたものの、就業時間が激減することで収入が減った人も多く存在した。4月には、週当たりの就業時間が35時間以上の就業者数が1,328万人減少する一方で、同1~14時間の就業者は4月に121万人増加した。

以上から、緊急支援が必要だった人の総数は、①4月の就業者減少の104万人と、②休業者増加418万人、③週当たりの就業時間が1~14時間の121万人の計643万人と考えることができる¹³。

この人数は、感染拡大初期には見通せなかった数字ではあるが、就業者全体に占める割合では9.3%、国民全員に対する割合では5.1%にとどまった。結果論であるが、こうした困窮者だけに給付対象を絞っていれば、より少ない予算で、本当に支援を必要とする人々により手厚い給付を行うことが可能であったことになる。

5. 消費喚起効果

10万円給付金には、収入が激減した世帯への緊急支援策としての側面と同時に、個人消費を下支えする需要喚起効果も期待された。全員一律の給付となった背景には、支給の迅速化と併せて、需要喚起効果への期待もあったとみられる。しかしながら、結論からいえば、消費押し上げ効果は限定的にとどまった。

給付金の支給と同タイミングで消費が増えた分野としては、家電が挙げられる(図表6)。例年、家電は年始のセール、夏のボーナス商戦で販売額が盛り上がるが、今年は10万円給付金の支給がピ

¹¹ 家族従業者を含む。

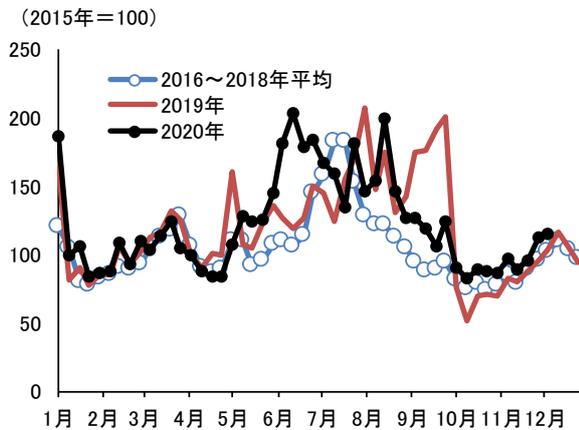
¹² 今年4月の場合：月給×3÷91日(1~3月の総日数)×0.6×21日(4月の平日数)÷月給×0.42

¹³ 過大推計の可能性としては、拡大された雇用調整助成金に支えられ、コロナ前の給与水準が維持された休業者が一部含まれる点が挙げられる。一方、過小推計の可能性としては、時給制で週40時間以上働いていた人が週16時間の就業となり収入が半以下になったケースなどが含まれない点が挙げられる。

ークとなった6月に販売が増え、その後もおおむね例年をやや上回る推移となった。外出自粛や在宅勤務の広がりの中、仕事部屋へのエアコン導入、大型冷蔵庫への買い替えなどの動きが見られた。テレビについては、2010年の家電エコポイント時の購入に対する買い替えのピークを迎えていたこともあり、自宅で大画面テレビを楽しみたいというニーズが盛り上がった。美容家電や調理家電なども好調で、在宅生活をグレードアップしようという需要に10万円給付金が回ったことがうかがえる。

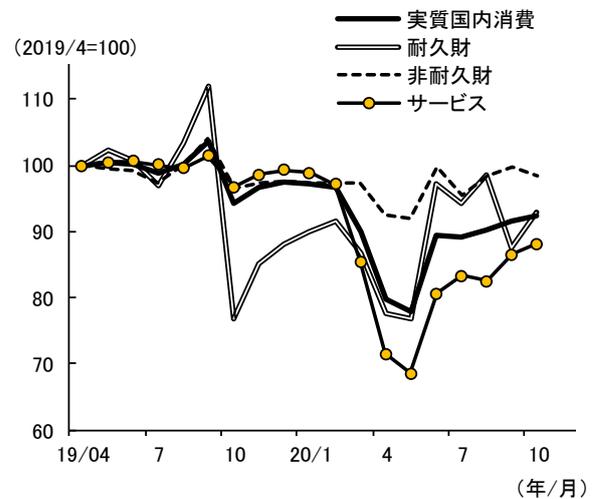
しかし、サービス消費が大きく落ち込んだ分を挽回するまでには至らなかった(図表7)。家電と並び耐久消費財の代表といえる乗用車の回復も、感染第2波が収まった秋口にずれ込んだ。この結果、10万円給付金に伴う消費の持ち直しは限定的にとどまった(図表8)。

(図表6)家電販売の推移



(資料)経済産業省「METI POS小売販売額指標」
(注)家電大型専門店のカラーテレビ、PC、冷蔵庫、洗濯機、エアコンのPOSデータを集計したもの。

(図表7)実質国内消費



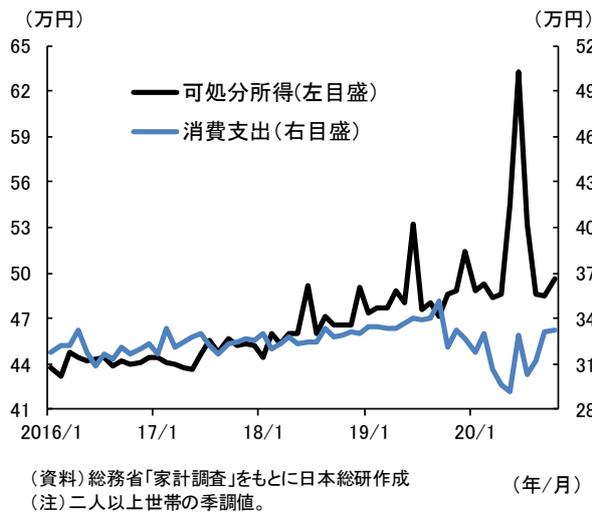
(資料)日本銀行「消費活動指数」

10万円給付金のうちどの程度が消費に回ったのかをみるために、可処分所得の限界消費性向を世帯当たりの所得・支出から試算してみた。まず、10万円給付金は4月30日から8月半ばまでに98.2%が支給されたため、5月から8月にかけての4ヵ月間に4月の可処分所得を上回った部分を、10万円給付金による所得の押し上げ効果とみなした。勤労者世帯では25.3万円、引退世帯では19.6万円となる(図表9)。

一方、同様に4月の消費支出の水準を上回った4ヵ月間の支出合計は、勤労者世帯で5.0万円、引退世帯では5.8万円にとどまる。このため、限界消費性向は、勤労者世帯では20%、引退世帯では30%となる。すなわち、10万円給付金のうち消費に回った割合は、勤労者世帯で受取額の2割、引退世帯で3割とみることができる。家計調査では自営業者等の所得データが未公表であるため、仮に、60歳未満の消費者は、勤労者世帯と同様の割合で10万円給付金を使い、60歳以上の消費者は、引退世帯と同様であったと仮定すると、マクロでは、12.7兆円の10万円給付金のうち、3.0兆円が消費に回ったとみることができる。

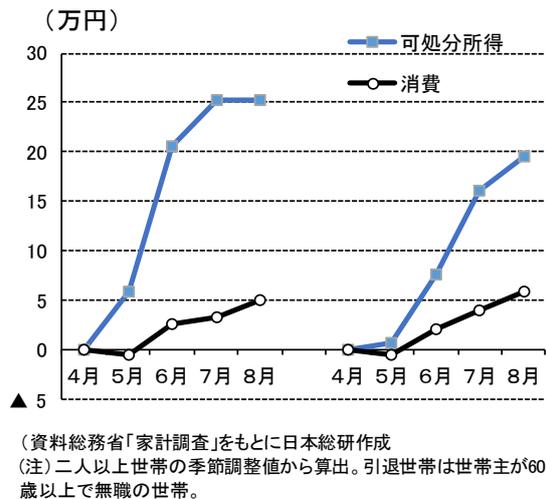
もっとも、この10万円給付金による押し上げ効果を含めても個人消費の実績は、可処分所得を大きく下回って推移している。勤労者世帯の消費性向をみると、例年の水準を大きく下回り、10月

(図表8) 勤労者世帯の可処分所得と消費支出



(図表9) 世帯当たり可処分所得・消費支出増加額

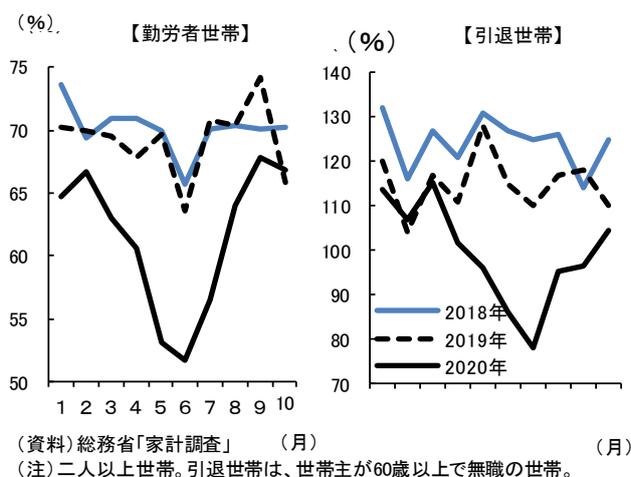
(2020年4月対比累計)



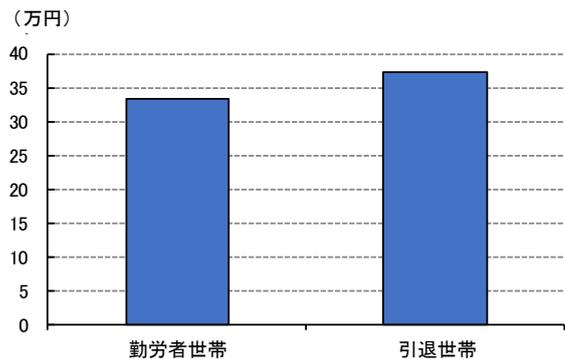
によりやく前年の水準を回復した¹⁴ (図表 10)。勤労者世帯の場合は、今後の企業業績の悪化による収入減少に備えて予備的貯蓄を積み増したと考えることもできるが、収入はさほど変化しないと考えられる年金世帯でも消費性向は大きく低下している。

仮に、例年の消費性向が収入に見合った消費水準であるとすれば、今年は、二人以上の勤労者1世帯当たり 33.2 万円、二人以上の引退世帯平均で 37.2 万円がいわば「新型コロナ貯蓄」として使われずに残っている計算となる (図表 11)。世帯平均の 10 万円給付金支給額は、平均世帯員数×10 万円として勤労者世帯が 25.8 万円、無職世帯が 14.6 万円なので、いずれも給付金以上に貯蓄が積み増されたことになる。世帯当たりの給付金が 10 万円となる単身世帯でも、4～9月に勤労者世帯で 19.0 万円、単身無職世帯¹⁵では 19.5 万円の「新型コロナ貯蓄」が発生した。

(図表 10) 世帯タイプ別の平均消費性向



(図表 11) 「新型コロナ貯蓄」の規模(試算)

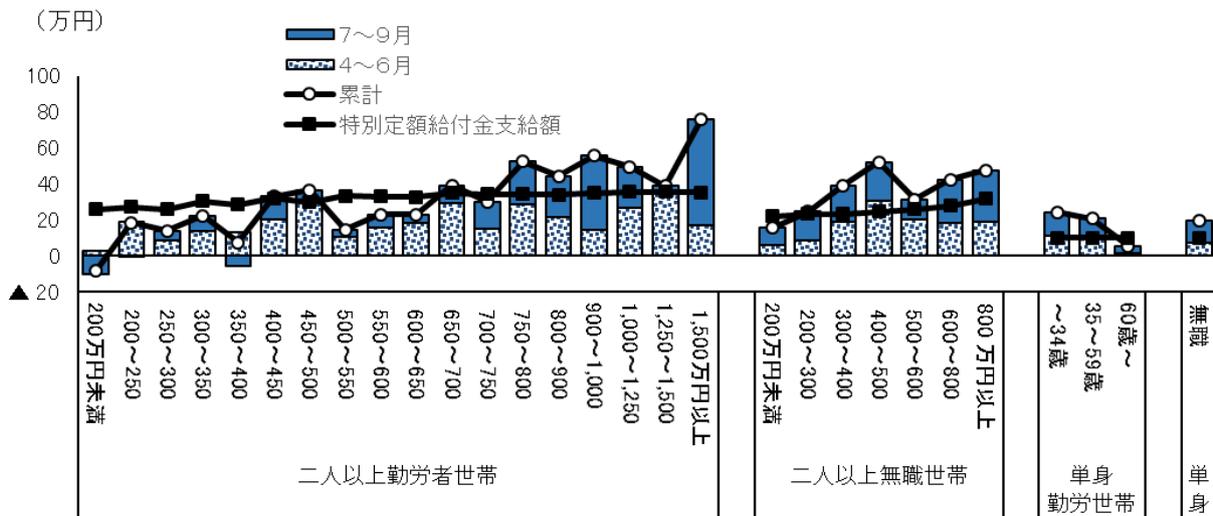


¹⁴ 前年 10 月は消費増税直後で消費が落ち込んだため、消費性向も下振れていたことに留意する必要がある。

¹⁵ 総務省「家計調査」のデータに基づいた試算であるため、学生単身世帯は含まない。

もともと、収入が減少せず、生計維持に給付金が不要な世帯にも支給されたため、平均値としては消費額が伸び悩むのは当然ともいえる。そこでより詳しく収入階層別¹⁶に「新型コロナ貯蓄」の状況をみると、ゼロだったのは年収 200 万円未満の二人以上勤労者世帯のみである（図表 12）。「新型コロナ貯蓄」が 10 万円給付金の支給額を下回る、すなわち、給付金の一部が消費に回ったのが、年収 200～650 万円の二人以上勤労者世帯の 3 割、年収 200 万円未満の二人以上無職世帯の 3 割、60 歳以上の単身勤労者世帯の 5 割である。すなわち、所得の低い世帯では、給付金が相応に使われたことが確認できる。

(図表 12) 収入階層別の「新型コロナ貯蓄」の規模(試算)



(資料)総務省「家計調査」をもとに日本総合研究所作成

(注)新型コロナ貯蓄は、4月以降の(前年同月の消費性向-当月の消費性向)×当月の可処分所得。特別定額給付金支給額は平均世帯員数×10万円。

一方、平均所得を上回る二人以上勤労者世帯や年収 200 万円以上の二人以上無職世帯、さらに勤労 60 歳以上を除く単身世帯では、100%貯蓄に回っただけとなった。こういった家計にとって一律の給付金は特段必要なかったといえよう。

10 万円給付金は、事業費 12 兆 8,803 億円のうち、事務費が 1,459 億円にのぼった。これは、一人当たり 10 万円を支給するために、1,150 円の手数料をかけたことになる。こうした巨額の事務経費も考慮すれば、なおさら今後に向けて効果的な政策設計を進めることが重要である。

6. 評価と課題

以上のように、10 万円給付金は、困窮者は国が助ける、との姿勢を示すアナウンスメント効果はあったものの、スピード、困窮世帯への支援額としては、従来制度の拡充として行われた緊急小口貸付制度や総合支援資金等に遅れるものであった。

また、消費喚起効果は、一定程度あったものの、総支給額 20%程度にとどまっており、政策の効率性という点からみると改善の余地が大きい。そして、財源については、すでに巨額の財政赤字を抱えるなか、感染拡大が収束し、経済が正常化してから長期にわたる追加の課税で償還していくこ

¹⁶ 単身勤労者世帯では、収入階層別は年次データに限られるため、年齢階層別データを用いた。

とになる。2011年の東日本大震災の際にも、政府は所得税率の2.1%上乘せ（25年間）と個人住民税の年1,000円上乘せ（10年間）、法人税の税額10%上乘せ（2年間）を復興資金10.5兆円の財源確保のために実施した。コスト負担の期間を長くすることは、将来世代へ負担を先送りすることも意味する。

今回の10万円給付金で明らかとなったのは、政策の有効性や厳しい財政状況も勘案すると、今後の支援策については困窮者に的を絞ることが重要ということである。困窮者に手厚い支援を行うことで、困窮者の生活を救うだけでなく、マクロ経済的にも景気刺激効果が期待できる。

また、中長期的には、同様の危機的な事態が起きた場合に、対象を絞った支援を迅速に実施するインフラ整備が求められよう。具体的には、マイナンバー制度の活用体制の整備や行政手続きのデジタル化などを急ぐ必要がある。

【参考文献】

- ・安藤道人、大西連 [2020] 「コロナ禍で生活困窮者への家賃補助と現金貸付が急増：独自入手した厚生労働省データを用いた検証」、2020年9月 (<https://note.com/ohnishiren/n/n7c0773c4f861>)
- ・岩崎薫里 [2020] . 「新型コロナ対策で露呈したマイナンバー制度の課題」日本総合研究所『ビューポイント』 No. 2019-009、2020年5月
- ・経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/>)
- ・厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>)
- ・首相官邸ホームページ (<https://www.kantei.go.jp/>)
- ・総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>)
- ・内閣府ホームページ (<https://www.cao.go.jp/index.html>)
- ・野村敦子「デジタル時代の社会基盤『デジタルID』」日本総合研究所『JRI レビュー』Vol. 7, No. 79、2020年4月
- ・三角政勝、近澤将生 [2020] 「地方税財政分野における新型コロナウイルス感染症への対応」参議院『立法と調査』427号 pp60-71、2020年9月
- ・皆川純子 [2020] 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等における税制面での対応」参議院『立法と調査』427号 pp78-87、2020年9月
- ・文部科学省ホームページ (<https://www.mext.go.jp/>)
- ・Ando, M., Furukawa, C., Nakata, D., & Sumiya, K. (2020). Fiscal Responses to the COVID-19 Crisis in Japan: The First Six Months. PDP RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-018.

以上